

島根県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定要綱の一部改正について

1 改正の要旨

標準下水道条例の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

標準下水道条例に定める排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）に係る規定が改正され、営業所ごとに専属させることから、営業所ごとに選任することとなり、同一都道府県内の区域内における営業所については兼任も可能となった。この改正に伴い、従来禁止していた複数の営業所の兼任を可能とするよう改めるもの。

3 新旧対照表

改正後	改正前
<u>第 13 条</u> 削除	<u>(兼職の禁止)</u> <u>第 13 条 責任技術者は、複数の指定工事店及び営業所の責任技術者を兼ねることができない。</u>

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。